

第1章 基本構想策定に向けて

1. 基本構想の概要

交通バリアフリー法に基づき、市町村が移動円滑化のための基本構想を策定することにより、重点的かつ一体的なバリアフリー整備が可能になります。

(1) 交通バリアフリー法の目的

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を促進するため、次の2つのバリアフリー化を推進します。

旅客施設及び車両のバリアフリー化の推進

重点整備地区における移動経路のバリアフリー化の重点的かつ一体的な推進

【語句の説明】

移動円滑化とは

公共交通機関を利用する高齢者、身体障害者等の移動にかかる身体的負担を軽減し、利便性、安全性を向上することです。

高齢者、身体障害者等とは

高齢者、身体障害者だけでなく、妊産婦、けが人など一時的に移動の制約を受ける者も含まれます。

旅客施設及び車両のバリアフリー化とは

鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナル、あるいは鉄道車両、バス、旅客船、航空機などのバリアフリー化を図ることです。

なお、旅客施設については、施設の新設や大規模な改築の際はバリアフリーの基準に適合させることが義務づけられています。また、既存の施設については、基準に適合する努力が求められています。

重点整備地区におけるバリアフリー化とは

旅客施設を中心とした一定の地区において、基本構想に基づいて、旅客施設、周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化を平成22年までに重点的かつ一体的に実施することです。

(2) 基本構想

移動円滑化基本構想は、重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進するために市町村が作成します。

基本構想が策定されると、公共交通事業者、道路管理者、都道府県公安委員会は基本構想に基づいた事業（特定事業）を実施します。

基本構想は事業と直結しているため、構想策定の段階から関係事業者、高齢者、身体障害者等との協議を進めながら、効果的で実効性のある構想を策定します。

(3) 基本構想に定める事項

重点整備地区における移動円滑化に関する基本的な方針
重点整備地区の位置及び区域
移動円滑化のために実施すべき特定事業及びその他の事業に関する基本的な事項
その他必要な事項

(4) 重点整備地区

特定旅客施設を中心として設定される次の要件に該当する地区
特定旅客施設から徒歩で移動できる範囲（半径 500～1000m程度）
高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる施設を含む地区
移動円滑化のための事業が実施されることが特に必要であると認められる地区
総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区

【語句の説明】

特定旅客施設とは

一日平均 5,000 人以上の利用者のある旅客施設、または、そのような旅客施設と同等以上の高齢者等の利用が見込まれる施設です。

徒歩圏内に高齢者、身体障害者等が利用する施設があり、当該旅客施設の利用の状況から見て、バリアフリー事業を優先的に実施する必要性が特に高いと認められる旅客施設となります。

2. 長岡市での基本構想策定

(1) 長岡市の概要

長岡市は新潟県のほぼ中央部に位置し、面積は262.45平方キロメートルです。市域を大きく二分して信濃川が南北に貫流し、その両岸に沖積平野が広がっています。東西には、東山連峰、西山丘陵地がそれぞれ連なり、恵まれた自然環境に囲まれています。

古くは信濃川の舟運により、また近年は、上越新幹線で東京から約80分、関越自動車道で都内から約3時間の距離にあり、首都圏との結びつきは強く、日本海側における北陸・東北方面への分岐点で、交通の結節点であることから、商業のまちとして栄えてきました。

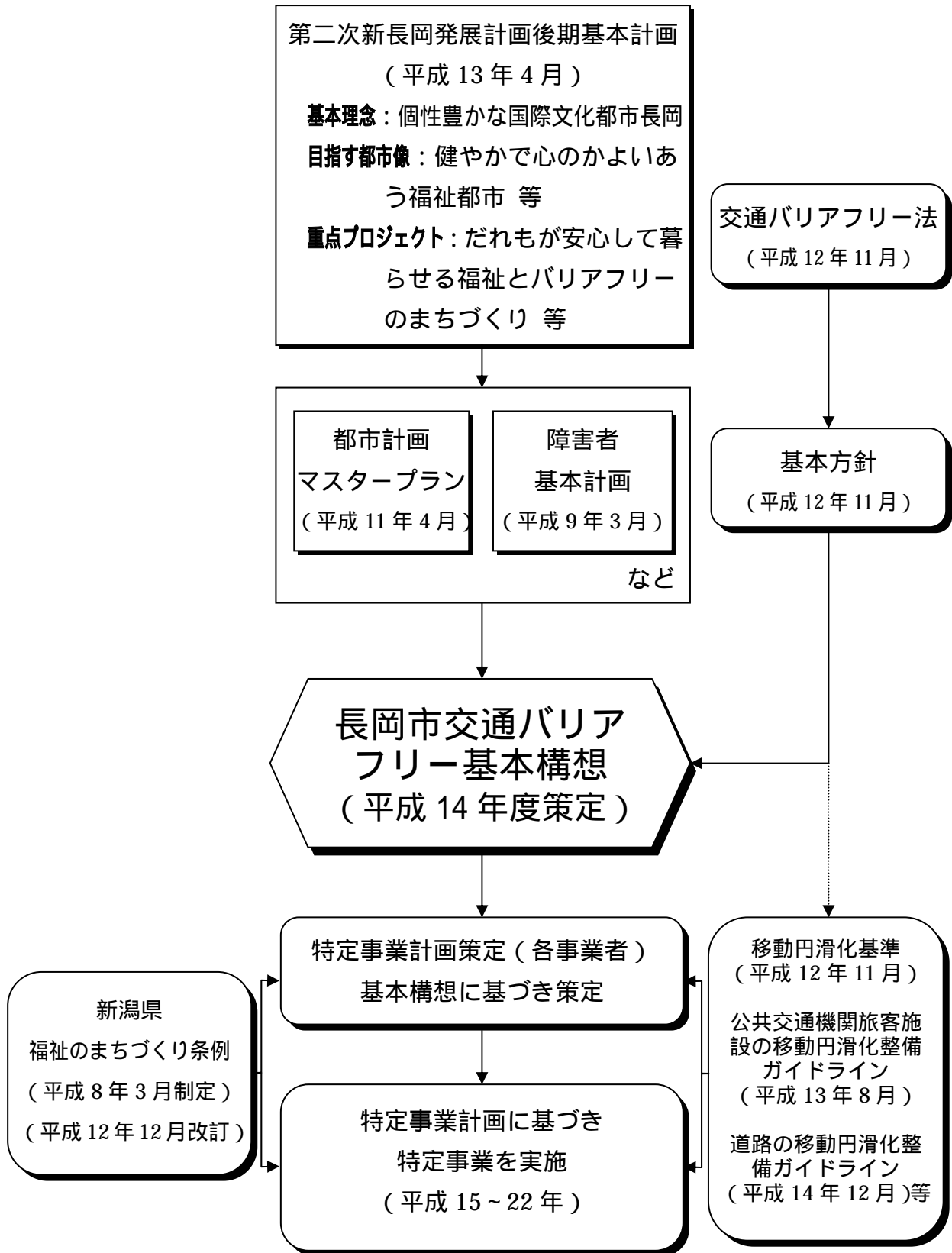
商業統計によると、商店数、従業者数、年間商品販売額とも県内では新潟市に次いで第2位の地位を占めており、中越地方の広域的な商業拠点都市としての機能を担っています。

また、総人口はわずかず増加しておりますが、概ね横ばいの状況にあり、平成12年国勢調査結果では193,414人となっています。高齢化率は18.2%で、全国平均の17.3%よりも高く増加傾向にあります。そして、身体障害者も年々増えており、特に肢体不自由者が増加しています。

この長岡市の玄関口でもある長岡駅は、一日当たりの乗降客数は約25,000人で、交通バリアフリー法にある特定旅客施設に該当します。



(2) 上位関連計画等との位置づけ



(3) 目的

基本構想の目的

- ノーマライゼーション社会の実現への第一歩として、長岡市交通バリアフリー基本構想を策定する

基本構想の位置づけ

- 長岡市における重点的バリアフリー歩行空間整備の第一歩

基本構想の目指す方向

- 長岡駅から特定施設(高齢者、身体障害者等が日常生活または社会生活において利用すると認められる施設)までの経路を確実にバリアフリー化し、全ての人々が安全で快適に移動できるようにする

基本構想策定以降の展開

- (ハード面) 重点整備地区を中心にネットワークを拡大する
- (ソフト面) 心のバリアを取り除く

基本構想策定の直接的な目的は、本格的な高齢社会の到来に備えるとともに、すべての人が共に生活し活動できる「ノーマライゼーション」社会の実現です。また、基本構想は、だれでも、いつでも、どこでも活動できることを基本理念とする「ユニバーサルデザイン」の考え方を背景として、計画を策定しなければなりません。

そして、「ハード(物)のバリアフリー」とともに、「ソフト(心)のバリアフリー」を、人に優しい街づくりの両輪をなすものとして基本構想を策定します。

【語句の説明】

ノーマライゼーションとは

高齢者や障害者を区別しないであらゆる人々がともに暮らす社会が正常(ノーマル)であるという考え方です。

バリアフリーとは

障害者等行動を妨げる物理的な障壁(バリア)、人間の意識や態度、行動等の背景にある心理的な障壁(バリア)、情報面での障壁(バリア)、そして社会的な制度における障壁(バリア)等を取り除き、環境・施設などをつくることです。

ユニバーサルデザインとは

製品、建物、環境を、あらゆる人が利用できるようにはじめから考えてデザインするという概念です。最初からバリアが取り除かれていることを目指しており、基本的にあらゆる人が使えるようにデザインしておくところが、バリアフリーデザインの概念とは大きく異なります。